

福井県から「他の都道府県の私立高等学校等」に
お子さんを進学させておられる保護者の皆様へ

福井県私立高校生等奨学給付金の申請のご案内

福井県では、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、私立高校生等がいる低中所得世帯に対し、奨学給付金を支給します。(返還は不要です。)

● 給付の対象世帯

令和8年7月1日現在、以下の全ての要件を満たす世帯が対象です。

- ① 保護者等が福井県内に住所を有すること
- ② 高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、学び直し支援金または専攻科支援金の対象者と都道府県が認める者
- ③ 以下の所得基準に該当する者

全日制・定時制、通信制

生活保護（生業扶助）受給世帯、または保護者等全員の令和8年度道府県民税所得割および市町村民税の所得割の合算額が182,500円未満の世帯

専攻科

保護者等全員の令和8年度道府県民税所得割および市町村民税の所得割の合算額が105,500円未満の世帯または264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯

※令和8年7月1日現在、休学している場合は対象となりません。

※「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合は、この給付金の対象外となります。

※保護者、親権者の一方が福井県外に在住する場合、生活の本拠としている都道府県においてのみ申請を行うことができ、複数の都道府県での重複申請はできません。

● 給付額（年額）

	世帯区分	私立高等学校等		
		全日・定時制	通信制	専攻科
A	生活保護（生業扶助）受給世帯	52,600円	52,600円	—
B	保護者等全員の令和8年度道府県民税及び市町村民税の所得割額が非課税の世帯	152,000円	52,100円	52,100円
C	保護者等全員の令和8年度道府県民税及び市町村民税の所得割額が100円以上105,500円未満の世帯	50,670円	17,370円	17,370円
D	保護者等全員の令和8年度道府県民税及び市町村民税の所得割額が105,500円以上182,500円未満の世帯	38,000円	13,030円	—
E	保護者等全員の令和8年度道府県民税及び市町村民税の所得割額が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯	—	—	13,030円
	着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要な世帯（※B～Eに加算）	81,000円（Bに加算） 27,000円（Cに加算） 20,250円（D、Eに加算）		

※国籍・在留資格要件を満たさない全日・定時制、通信制の生徒は世帯区分A・Bに該当する方のみ対象。
国籍・在留資格要件を満たさない専攻科生徒で世帯区分C・Eに該当する場合の給付額は10,420円

● 提出書類

対象世帯	提出書類
全世帯	福井県私立高校生等奨学給付金受給申請書（様式1の2） ・記入に際しては、申請書の記入例を参考に記入してください。
	次のいずれか1つ（生徒本人のもの） 住民票の写し（原本） ※個人番号の記載がないもの ※日本国籍の方は「本籍」、日本国籍以外の方は「国籍・在留資格・在留期間等」の記載があるもの 特別永住者証明書の写し（コピー） 在留カードの写し（コピー）
	在学証明書（様式3） ・在学する学校において証明をしてもらってください。 ※7/1現在の在学証明 ・学校独自の在学証明書も可としますが、証明書の日付が7月1日以前となっている場合や、様式3の内容が確認できない場合は、学校に7月1日時点の在学状況等を確認させていただきますのでご了承ください。
	口座振替依頼書（様式5） ・振込口座は申請者本人（保護者等）の口座に限ります。 ・通帳の口座情報が確認できる部分（通常は表紙の裏側）をコピーして、のりやテープで貼り付けてください。
生活保護世帯 （給付額世帯区分A）	令和8年7月1日現在における、生活保護法による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式6） ・生活保護の支給を受けている各市福祉事務所または県健康福祉センターで証明書の発行を受けてください。
非課税世帯、所得割額が264,500円未満世帯 （給付額世帯区分B～E）	保護者等全員の令和8年度の課税証明書・非課税証明書等（原本）
専攻科世帯	扶養親族申告書（様式7） ※給付額世帯区分Eに該当する者
	個人要件対象要件証明書（様式8）
災害等により制服の購入が必要な世帯	制服の再購入に係る誓約書（様式9）および罹災証明書等 ※生活保護世帯を除く

※家計急変による経済的理由から、世帯区分B～Eに相当すると認められる場合については、上記の書類に加え、以下の書類をご提出ください。

- ・ 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書など、家計急変の事由があったことを証明する書類
- ・ 前年度の課税証明書の写し
- ・ 会社作成の給与見込（無い場合は家計急変後3ヶ月分の給与明細）

- **申請者**

福井県内に住所を有する保護者、親権者

- **申請期間**

令和8年9月11日（金）までに、福井県総務部大学私学課に提出してください。

※提出方法は持参、郵送どちらでも構いません。

- **給付方法**

給付決定後、県が申請者（保護者等）の指定する金融機関口座に振り込みます。

[給付目安：10月下旬～11月中旬予定]

※申請者数等により給付時期が前後する場合がございます。

- **結果の通知方法**

- ・ 申請書に記載した住所に結果を通知させていただきます。
- ・ 認定・不認定に関わらず、必ず結果の通知をお送りします。

[結果の通知目安：10月中旬～11月上旬予定]

- **申請方法**

- ・ 福井県内の私立高校等に在籍している場合は、各学校に申請書を提出してください。
- ・ 福井県外の私立高校等に在籍している場合は、以下の問い合わせ先まで郵送等により直接、福井県に提出してください。申請書は福井県のホームページからダウンロードできます。

(<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/daishi/syougakukyufu.html>)

【問い合わせ先】〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 5階

福井県総務部 大学私学課 私立学校グループ

TEL 0776-20-0248 (平日 9:00～17:00)